2　法第三条の三第二項の規定によって各都道府県に対して交付すべき自動車税減収補塡特例交付金の額は、次の算式によって算定した額（以下この条において「各都道府県按分額」という。）から同項の規定により算定した当該都道府県の区域内の各市町村に対して交付すべき自動車税減収補塡特例交付金の額の合計額を控除した額とする。

算式

Ａ×α

算式の符号

Ａ　自動車税減収見込額

α　1.0410803

3　法第三条の三第三項の規定によって各市町村に対して交付すべき自動車税減収補塡特例交付金の額は、当該市町村に係る第一号に掲げる額（指定市にあっては、当該額に当該指定市に係る第二号に掲げる額を加算した額）とする。

一　次の算式ア及び算式イによって算定した額を合算して得た額。ただし、算式ア及び算式イによって算定した額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

算式ア

Ａ×0.95×0.43×0.5×Ｂ／Ｃ

算式アの符号

Ａ　当該市町村を包括する都道府県に係る各都道府県按分額

Ｂ　次項の規定により算定及び補正した当該市町村が管理する市町村道（地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧地方税法」という。）第177条の６第１項に規定する市町村道をいう。以下この項及び次項において同じ。）の延長として総務大臣が調査した数

Ｃ　次項の規定により算定及び補正した当該市町村を包括する都道府県の区域内に存する市町村道の延長として総務大臣が調査した数

算式イ

Ａ×0.95×0.43×0.5×Ｂ／Ｃ

算式イの符号

Ａ　当該市町村を包括する都道府県に係る各都道府県按分額

Ｂ　次項の規定により算定及び補正した当該市町村が管理する市町村道の面積として総務大臣が調査した数

Ｃ　次項の規定により算定及び補正した当該市町村を包括する都道府県の区域内に存する市町村道の面積として総務大臣が調査した数

二　次の算式ア及び算式イによって算定した額を合算して得た額。ただし、算式ア及び算式イによって算定した額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

算式ア

Ａ×0.95×0.35×0.5×α

算式アの符号

Ａ　当該指定市を包括する都道府県に係る各都道府県按分額

α　次項の規定により算定及び補正した当該指定市を包括する都道府県の区域内に存する一般国道等（旧地方税法第177条の６第２項に規定する一般国道等をいう。以下この項及び次項において同じ。）の延長のうちに占める当該指定市の区域内に存する一般国道等の延長の割合として総務大臣が調査した率